



人権週間 12月4日～12月10日

昭和 23 年(1948 年)12 月 10 日、国際連合第 3 回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である 12 月 10 日は、「人権デー (Human Rights Day)」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする 1 週間を「人権週間」と定め、昭和 24 年(1949 年)から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。

いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、外国人やアイヌの人々、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、部落差別(同和問題)、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

とりわけ、近年においては、インターネットを介した人権侵害が深刻化しているほか、旧優生保護法をめぐる問題を含めた障害のある人の人権問題が関心を集めるなど、人権教育及び人権啓発に関する施策が果たすべき役割はますます大きくなっています。

これからの問題の解決には、私たち一人ひとりが様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

法務省 HP より

人権尊重都市鳥取市の実現をめざして

めざす社会

鳥取市に、暮らし、働き、学び、集うすべての人の人権が尊重される社会

基本理念と基本的施策

一人ひとりの人権が大切にされ、互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことのできる地域共生のまちづくり

※人権福祉センターでは、市民の皆様に向けた講座や無料のカウンセリング・弁護士相談を行っています。
詳しくは、裏面の案内もご覧ください。

鳥取市中央人権福祉センター
幸町 151 (鳥取市人権交流プラザ内)
TEL : 0857-24-8241
FAX : 0857-24-8067



人権擁護の推進

- ① 多用で複雑化する生活課題に応じた相談支援、他機関連携による包括的な支援体制の強化
- ② 県や警察、法務局など関係機関と密接に連携し、役割分担による総合的な支援体制の強化



人権意識の高揚を図る取組

- ① 市民や事業者、鳥取市人権情報センターと連携した啓発や人権活動の推進
- ② 「学校人権教育推進プラン」に基づく教育の取組
- ③ 地域・職場における人権啓発を推進する人材の育成



地域共生社会に向けた取組

- ① 誰一人取り残さない地域共生のまちづくりの推進
- ② 社会的孤独・孤立の解消
 - ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの充実
 - ・つながりサポーターの養成
 - ・相談支援包括化推進会議による個別支援

鳥取市は、市民、事業者の皆様と協働・連携して、さまざまな人権問題に取り組めます

鳥取市 HP より

人権と福祉のまちづくり講座

サイコロ

11/6 株式会社 Psychoro 谷口敏淳さんを講師にお迎えし、「安全な関係を育むコミュニケーションのスキルと視点」をテーマにご講演いただきました。メンタル共通講座の最終回で、“言葉より態度がメッセージを強く伝える”など、より多くのことを学ばせていただきました。



面影地区対象事業

ストレスと上手に付き合う方法 ～心と身体のセルフケア～



11/11 Fitness Ja-んぐる 代表 澤晶子さんを講師にお迎えし、ストレスに対するとらえ方のお話と、お家でできる簡単な体操を教えていただきました。とてもわかりやすく、楽しく参加できる講座でした。(面影地区公民館にて)

相談無料

12月 人権・生活相談日

カウンセラー相談

【開催日】 12月9日(火)・23日(火)
 【時 間】 ①15:00～15:50
 ②16:00～16:50
 【定 員】 各回1人

夜間弁護士相談

【開催日】 12月18日(木)
 【時 間】 ①18:30～19:00
 ②19:15～19:45
 ③20:00～20:30
 【定 員】 各回1人

【より親しんでいただける広報紙へ！】

人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。
 アンケートにお答えいただけたら幸いです。 回答はこちらから

